

令和2年4月8日
関西広域連合

新型コロナウイルス制圧に向けた申し合わせ

昨日の「緊急事態宣言」を受け、関西で宣言地域となった大阪府、兵庫県においては、緊急事態措置に係る対処方針を決定したところである。

関西広域連合は、今後、この両府県の対処方針をはじめ各構成団体の新型コロナウイルス対策について、構成団体が連携して確実に実行していくため、府県を越えた移動を行わないことを基本として、以下のとおり申し合わせた。

1 外出自粛要請

大阪府、兵庫県の両府県では、昨日から5月6日まで間、通院や通勤、食品の購入、健康の維持に必要な散歩や運動など生活の維持に必要な場合を除き、外出の自粛、特に夜間営業の飲食店等へ行くことを控えるよう強く求めている。

これに加えて、大阪、兵庫はじめ宣言地域となった地域など人口密集地との往来、人口密集地から他地域への帰省や旅行など、府県を越えた移動については、関西広域連合及び構成団体として、関西府県民に対してその自粛を強く求める。

2 当面2週間の自粛の徹底

両府県では、現段階では、法律に基づく施設の使用制限の要請は行わず、府県民への外出の自粛要請の効果を見極めたうえで、対応を検討することとしている。このため、外出自粛の効果が表れる当面2週間は、特に徹底した自粛が行われるよう、関西広域連合としても強く要請する。

3 海外帰国者への対応

海外帰国者による感染拡大が顕著となっていることから、入国後の自宅待機に当たっては、自身の健康管理に努め不要不急の外出を控えるとともに、地域で連携した健康観察が行えるよう、帰国した旨を保健所等に連絡するよう、関西の帰国者に呼びかける。

4 事業者の事業体制の整備等

時差出勤、在宅勤務(テレワーク)、自転車通勤など従業員の人との交わりを低減するとともに、職場における感染防止対策の徹底した事業体制を構築するよう関西の事業者呼びかける。

また、飲食料品などの供給や金融、物流など生活や社会の安定に必要なサービスについて、事業を継続するよう関西の事業者に要請する。

5 風評被害対策等

医療関係者、患者関係者などへのいわれなき風評被害を防止するため、憶測やデマなどに惑わされないよう、また医療機関やスーパー、金融機関など県民生活に必要な施設は営業を継続することから、食料や医療品、生活必需品の買い占めなどを行わないよう、関西の府県民に対し冷静な対応を呼びかける。

6 医療体制の強化と広域的な医療連携

(1) 医療体制の強化

医療崩壊を何としても防ぐため、全国知事会の「打倒コロナ！危機突破宣言」も踏まえ、各構成団体において、重症者のための病床確保や軽症者等を受け入れる民間ホテルなどの確保をさらに進める。

府県民に対しては、医療関係者を守るため、医療機関を受診する際は、必ず事前の連絡をするよう徹底を呼びかける。

(2) 広域的な医療連携

関西広域連合で申し合わせている医薬品・医療資器材及び医療専門人材の融通、検査や患者受入体制の連携など広域的な医療連携を着実に進める。